

環境局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	西淀工場DCS設備監視モニター緊急修繕	建物修繕	富士電機(株)	1,417,500	平成24年4月27日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの 緊急の必要によるもの	
2	森之宮工場1号ボイラ水管緊急修繕	建物修繕	(株)タクマ	1,900,500	平成24年4月28日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの 緊急の必要によるもの	
3	大正工場破碎施設剪断式破碎機刃物修繕	建物修繕	(株)タクマ	1,932,000	平成24年5月14日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
4	東淀工場1号炉燃焼火格子等緊急修繕	建物修繕	日立造船(株)	1,231,650	平成24年5月23日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの 緊急の必要によるもの	
5	大正工場2号じん芥クレーンバケット緊急修繕	建物修繕	(株)昭和起重機製作所	1,869,000	平成24年5月23日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの 緊急の必要によるもの	
6	平野工場蒸気タービン抽気加減弁ほか緊急修繕	建物修繕	JFEエンジニアリング(株)	1,837,500	平成24年6月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの 緊急の必要によるもの	
7	資源ごみ中継地運営用ショベルローダ(東南1号)修理	船車修繕	トヨタL&F近畿(株)	1,168,450	平成24年6月18日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
8	住之江工場脱気器液面制御用発信器取替修繕	建物修繕	(株)タクマ	1,092,000	平成24年6月18日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
9	住之江工場じん芥クレーン電磁ブレーキ修繕	建物修繕	(株)日立プラントメカニクス	1,837,500	平成24年6月21日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場DCS設備監視モニター緊急修繕

### 2 契約の相手方

富士電機㈱

### 3 随意契約理由

本修繕は、DCS設備の構成設備である監視モニター及びコントロールステーション（ICS-2500）盤内のTリンクモジュールが故障したため緊急的に修繕を行うものである。

今回修繕を行う監視モニターは、焼却設備全体の運転状況の監視及び各設備運転・停止を行う重要な設備である。現在、1・2号炉とも中間整備工事期間中であるが、DCS設備の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障をきたすことが懸念される。今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、ごみピットのごみ貯留許容量が限界を超え、ひいては一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでいることから、早急に修繕を行う必要がある。

当工場のDCS設備は、富士電機㈱が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、DCS設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のDCS設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること。また、修繕後のDCS設備の設備全体の性能、作動状態等について、保障することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、富士電機㈱のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

環境局施設部西淀工場 （電話番号 06-6327-4541）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

森之宮工場 1 号ボイラ水管緊急修繕

## 2 契約の相手方

(株)タクマ

## 3 随意契約理由

本修繕は、当該工場ボイラ水管破孔が発生したため修繕を行うものである。本設備が停止になれば本市のごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあることから、緊急的な対応が必要なものである。

当該焼却工場のプラント設備は(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該工場の本設備を施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることが出来る業者は(株)タクマのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

## 5 担当部署

環境局施設部森之宮工場 (電話番号 06-6967-3131)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大正工場破碎施設剪断式破碎機刃物修繕

## 2 契約の相手方

(株)タクマ

## 3 随意契約理由

当該破碎施設は、プラントメーカーである(株)タクマにおいて独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。

修繕については、破碎設備の特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該破碎施設の本設備を施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の破碎設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることが出来る業者は(株)タクマのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

環境局施設部大正工場 (電話番号 06-6553-0464)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東淀工場1号炉燃焼火格子等緊急修繕

### 2 契約の相手方

日立造船㈱

### 3 随意契約理由

本修繕は、東淀工場焼却設備の一構成設備である燃焼火格子及び誘引通風機に故障が発生したため修繕を行うものである。修繕には焼却炉の運転を停止する必要があり、本市のごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあることから、緊急的な対応が必要である。

本設備は、プラントメーカーである日立造船㈱において独自の技術により一括責任施工で設計・施工したものであり、本修繕については、焼却設備の特質を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の本設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既設設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船㈱のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

環境局施設部東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大正工場 2 号じん芥クレーンバケット緊急修繕

### 2 契約の相手方

(株)昭和起重機製作所

### 3 随意契約理由

本修繕は、大正工場 2 号じん芥クレーン設備の故障が発生したため修繕を行うものである。修繕には焼却炉の運転を停止する必要がある、本市のごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあることから、緊急的な対応が必要である。

本設備は、(株)昭和起重機製作所において独自の技術により一括責任施工で設計・施工したものであり、本修繕については、当設備の特質を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の本設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既設設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)昭和起重機製作所のみである

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

### 5 担当部署

環境局施設部大正工場 (電話番号 06-6553-0464)

# 6

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場蒸気タービン抽気加減弁ほか緊急修繕

### 2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング㈱

### 3 随意契約理由

本修繕は、当工場の蒸気タービン抽気加減弁において連結ロッドが折損したことから、ボイラから発生した蒸気が処理しきれなくなり、炉の運転を継続することが不可能なため修繕を行うものである。本設備が停止になれば本市のごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあることから、緊急的な対応が必要なものである。

当工場の蒸気タービンはJ F Eエンジニアリング㈱独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、蒸気タービンが有する特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該工場の蒸気タービンを設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることが出来る業者はJ F Eエンジニアリング㈱のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

環境局施設部平野工場 (電話番号 06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

資源中継地ショベルローダ（東南1号）修理

### 2 契約の相手方

トヨタL&F近畿㈱

### 3 随意契約理由

現在、大阪市では、分別収集した資源ごみの大部分を市内5カ所の中継地に一時保管したうえで、委託事業者の保有する資源ごみ選別施設へ搬送するため、事業者の大型車両にショベルローダを使用して積み替えを行っている。このショベルローダが故障し動かなくなると、収集・輸送体制にも大きな影響を及ぼすなど、中継施設の運営が止まり、ひいては資源ごみ回収の市民サービスの停止といった事態となりかねないため、適切な修理対応を行う必要がある。

現在東南方面中継地では、トヨタエルアンドエフ株式会社（以下「トヨタL&F㈱」）製の4SD25型のショベルローダを使用している。本ショベルローダは、当局車両により次々と搬入される資源ごみを大量かつ頻繁にストックヤードへ整理を行ったり業者の搬出用トラックへ積み込んだりするため、作業性を考慮した仕様により当局が発注し、トヨタL&F㈱独自の技術で設計製作された特殊仕様の構造になっている。このため、特に駆動系・油圧系や特殊部品の交換に関する部分については、設備特質の構造、機能に加え、補修方法等総合的に十分把握し、同社の独自技術を認識している業者でしか修理及び整備は出来ないこととなる。

今回の修理は、資源ごみ集積作業時に発生したディファレンシャル内部のリングギア及びピンオンギアの破損による駆動系統の修理対応となっており、駆動系統部品の修理を行っていく技術を伴うものである。このような故障に対応していくには、事後の性能を確保する観点を含め、特殊な油圧系の箇所を点検、修理していく独自技術を伴うものであり、ショベルローダの駆動系統・油圧系統の部品交換及び点検を行っていくものである。このような故障に対応していくには事後の性能を確保する観点を含め、特殊な油圧系の箇所を点検、修理していく独自技術を伴うものであるため、トヨタL&F㈱の独自技術を認識しており、かつ大阪府下でトヨタL&F㈱より販売および整備を一手に受託し、唯一技術提供を受け、独自技術を認識している系列の販売店であるトヨタL&F近畿㈱のみが対応が可能な業者である。

以上の理由により特名による随意契約の締結を行う。

# 7

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3234)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

住之江工場脱気器液面制御用発信器取替修繕

## 2 契約の相手方

(株)タクマ

## 3 随意契約理由

当該焼却工場は、プラントメーカーである(株)タクマにおいて独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。

修繕については、当該設備の特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該焼却工場の本設備を施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既設設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号 06-6681-0035)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

住之江工場じん芥クレーン電磁ブレーキ修繕

## 2 契約の相手方

(株)日立プラントメカニクス

## 3 随意契約理由

住之江工場クレーン設備は、(株)日立プラントメカニクスが独自の技術により設計・製作・施工した設備である。

本修繕にを行うにあたっては、クレーンの特質を理論的、経験的に十分把握している必要があり、装置全体の構造及び性能並びに修繕方法に精通したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該工場のクレーン設備を施工した会社以外は、当該工場のクレーン設備に対する技術面の対応が不可能であること、かつ整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)日立プラントメカニクスだけである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

環境局施設部住之江工場 (電話番号 06-6681-0035)